

高砂市における 障害者虐待の防止と対応

～概要版～



I 障害者虐待防止の基本

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

平成 23 年 6 月 17 日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

(2) 「障害者虐待」の定義

ア 障害者

障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

イ 障害者虐待

障害者虐待には、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」があります。

ウ 虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定されています。

(3) 「障害者虐待」の類型

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、又は養護者以外の同居人、他の利用者・労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること(養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。)

(4) 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設				企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法			
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児 入所施設 等			相談支援 事業所等
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	改正児童 福祉法 ・適切な権 限行使 (都道府県)	適用法令 なし ※障害児相 談支援事業 所について は、障害者 虐待防止法 の省令で規 定することを 検討	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的防 止措置 (施設長)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)		—	【20歳まで】 —	—			
65歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)		【特定疾病 40歳以上】 高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	—	—			

(5) 障害者虐待の判断における基本視点

- ア 虐待者への制裁が目的ではない
- イ 虐待はどこにでも起きると認識する
- ウ 虐待をしているという「自覚」は問わない
- エ 障害者本人の「自覚」は問わない
- オ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある



2 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

- (1) 国民の責務 ⇒ 通報義務がある (疑いも含む)
- (2) 地方公共団体の責務 ⇒ 虐待防止センターの設置と対応
- (3) 保健・医療・福祉等関係者の責務 ⇒ 虐待の防止に努める

Ⅱ 障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待の防止に向けた取組み

- (1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発
- (2) 虐待防止ネットワークの構築
- (3) 養護者支援による虐待の防止



2 障害者虐待の早期発見～障害者虐待発見チェックリスト～

虐待が疑われる場合の「サイン」としては、例示として以下のものがあります。

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO法人 PandA・J) を参考に作成

【身体的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	身体に小さな傷が頻繁にみられる
<input type="checkbox"/>	太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
<input type="checkbox"/>	回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
<input type="checkbox"/>	頭、顔、頭皮などに傷がある
<input type="checkbox"/>	お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
<input type="checkbox"/>	急におびえたり、こわがったりする
<input type="checkbox"/>	「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
<input type="checkbox"/>	傷やあざの説明のつじつまが合わない
<input type="checkbox"/>	手をあげると、頭をかばうような格好をする
<input type="checkbox"/>	おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
<input type="checkbox"/>	自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
<input type="checkbox"/>	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
<input type="checkbox"/>	医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

【性的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
<input type="checkbox"/>	肛門や性器からの出血、傷がみられる
<input type="checkbox"/>	性生殖器の痛み、かゆみを訴える
<input type="checkbox"/>	急におびえたり、こわがったりする
<input type="checkbox"/>	周囲の人の体をさわるようになる
<input type="checkbox"/>	卑猥な言葉を発するようになる
<input type="checkbox"/>	ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
<input type="checkbox"/>	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
<input type="checkbox"/>	眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
<input type="checkbox"/>	性器を自分でよくいじるようになる

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
<input type="checkbox"/>	不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
<input type="checkbox"/>	身体を萎縮させる
<input type="checkbox"/>	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
<input type="checkbox"/>	食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
<input type="checkbox"/>	自傷行為がみられる
<input type="checkbox"/>	無力感、あきらめ、なげやりの様子になる、顔の表情がなくなる
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする

【ネグレクトのサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
<input type="checkbox"/>	部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
<input type="checkbox"/>	ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
<input type="checkbox"/>	体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
<input type="checkbox"/>	過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
<input type="checkbox"/>	病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
<input type="checkbox"/>	学校や職場に出てこない
<input type="checkbox"/>	支援者に会いたがらない、話したがらない

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
<input type="checkbox"/>	日常生活に必要な金銭を渡されていない
<input type="checkbox"/>	年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
<input type="checkbox"/>	サービスの利用料や生活費の支払いができない
<input type="checkbox"/>	資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
<input type="checkbox"/>	親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

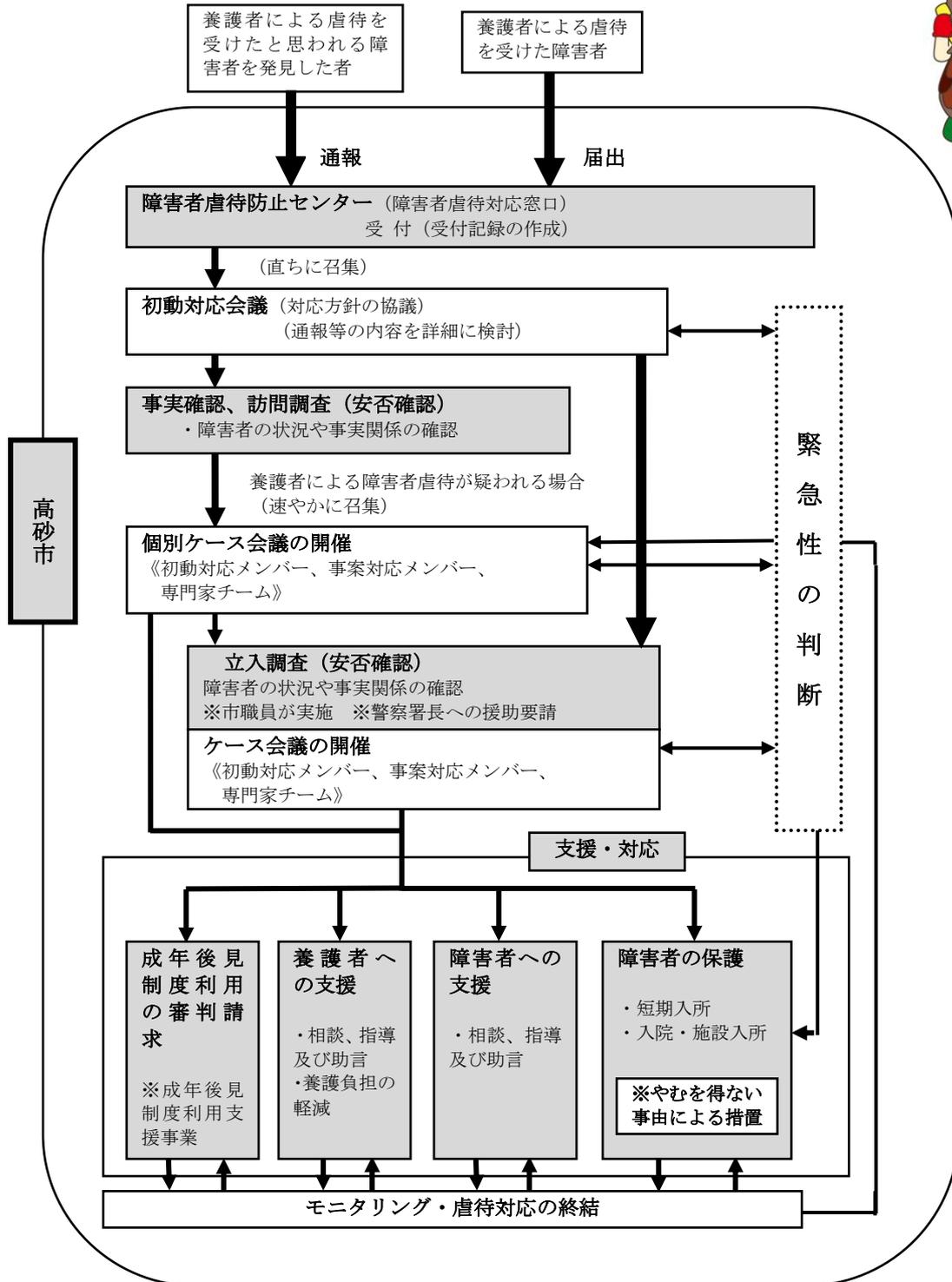
【セルフネグレクトのサイン】：【注】参照

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	昼間でも雨戸が閉まっている
<input type="checkbox"/>	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
<input type="checkbox"/>	ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
<input type="checkbox"/>	郵便物がたまったまま放置されている
<input type="checkbox"/>	野良猫のたまり場になっている
<input type="checkbox"/>	近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

【注】セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、関係機関と連携して対応をする必要があります。

3 障害者虐待の対応

○養護者による障害者虐待への対応フロー



4 擁護者（家族等）への支援

- (1) 養護者（家族等）支援の意義
- (2) 養護者に対する支援の視点

5 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

- (1) 管理職・職員の研修、**組織的な取り組み**、資質向上
 - ・ 虐待防止委員会の設置
 - ・ 虐待防止マネージャーの任命と取り組み
- (2) 個別支援計画の作成
- (3) 開かれた施設運営の推進
- (4) 身体拘束に対する考え方



6 使用者による障害者虐待の防止

- (1) 労働者への研修の実施
- (2) 苦情処理体制の構築

7 通報等による不利益な取り扱いの禁止

- (1) 通報等による不利益な取扱いの禁止
- (2) 公益通報者に対する保護（公益通報者保護法）



高砂市障害者虐待防止センター

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中（8時30分～17時15分）】

高砂市役所 障がい福祉課

TEL 079-443-9027 FAX 079-443-3144

Mail tact2511@city.takasago.lg.jp

【休日夜間（上記を除く時間帯、土曜・日曜・祝日（24時間）】

高砂市役所 宿直室 TEL 079-442-2101